

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。特に「株主の権利保護」、「株主の平等性」、「ステークホルダーとの円滑な関係の構築」、「適時適切な情報開示」、「経営に対する監督機能の強化」を重要な柱としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
------------------------------	-------

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 博敏	3,145,200	28.01
有限会社PLEASANT	2,916,000	25.97
加藤 郁子	914,000	8.14
金子 美由紀	612,000	5.45
加藤 一裕	612,000	5.45
株式会社ピーエイ自己株式	476,804	4.25
五十嵐 輝夫	199,000	1.77
鈴木 智博	115,000	1.02
株式会社 SBI証券	91,000	0.81
加藤 美恵子	55,000	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無	加藤博敏
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 [更新](#)

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
--------------------------------	---------

決算期 更新	12月
------------------------	-----

業種 更新	サービス業
-----------------------	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
--	--------------

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
--------------------------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満
--------------------------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

当社と支配株主との取引に関しては、一般的の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会決議及び社内規定等に基づき決定・処理がされております。また、少数株主保護の観点から、株主総会決議、取締役会決議、社内規定等によらない取引等が発生する場合には、弁護士、会計監査人、税理士等の外部機関の見解を求め、取引の公平性を確保する方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	3名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村隆夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村隆夫	○	*econtext ASIA Limited取締役 ・パカラ株式会社取締役 ・会社法427条1項の規定により、社外取締役との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、 善意・無住過失である場合に限り、会社法 425条第1項にさだめる最低責任限度を限度とする。	上場企業等の社長職など会社経営に携わってきた経験を、取締役に就任された場合に当社の経営に活かすために、社外取締役として選任をしたものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

内部監査室、監査役会及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査役会や会計監査人に報告し、情報共有しております。また、監査役会と会計監査人との間で、定期的及び随時監査にかかる会議を開催し、主要勘定及び現在の会計処理を適切に把握するとともに、当該内容に基づく監査を実施しております。会計監査人の実施した監査結果については、監査役会及び内部監査室へ報告されており、その他の必要事項も情報を交換しております。

社外監査役の選任状況 [更新](#)

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津田哲男	他の会社の出身者													
松田 聰	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		会社法第427条第1項に基づき、会社法第	上場企業等の社長職として豊富な経験を有し

津田哲男	423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	おり、経営の監視機能強化及び経営の健全性・透明性の向上に両氏の経験を活かすこと で、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、また客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。
松田 聰	会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的な知識と豊富な見識から、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

1名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

実施していない、該当項目に関する補足説明

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

特にありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

社外取締役及び社外監査役との窓口は管理本部が担当し、各種のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、監査役制度、経営の意思決定及び業務監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な業務執行を行なうために執行役員制度を採用しており、経営管理組織としては、取締役会、監査役会、執行役員会議があります。

取締役会は、取締役4名(うち独立役員1名を含む社外取締役3名)で構成されており、株主を代表して経営の基本方針、法令及び定款で定められている事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行責任者の業務執行状況を監督する機関として月1回以上開催しております。業務執行責任者は、戦略の策定及び執行の役割を担っており、取締役会の役割は、業務執行責任者が立案した戦略の検討、承認及び管理の役割を担っております。

執行役員会議は、代表取締役社長、執行役員、各事業部門責任者、管理部門責任者から構成されており、代表取締役社長が社内各部門の業務の状況を把握し、また経営戦略及び内部統制に関する方針を社内各部署に浸透させるために月1度開催し、有効性を十分に討議すると共に、日常の業務について意思決定の迅速化、効率化を図っております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、経営の監視機能として隨時監査役会を開くことで、情報の共有と意思疎通を図っております。また、顧問弁護士・監査法人からも必要に応じて助言又は連携をすることにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

取締役・監査役・社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性・透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、上記の体制を採用しております。

取締役・監査役・社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性・透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、選択をしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

実施していません。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回～2回の個人投資家向けの決算説明会を開催し、当社に対する認知度の向上及び企業価値向上を図ってまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回～2回の機関投資家向けの決算説明会を開催し、当社に対する認知度の向上及び企業価値向上を図ってまいります。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・内部統制システムの整備の状況

当社は、業務全般にわたる職務分掌規程・職務権限規程及び稟議規程が網羅的に整備されており、各職位が規程に基づき明確な権限と責任をもって業務を遂行するとともに、内部監査によるモニタリングが有効に実施しております。

また、財務報告の信頼性を確保し、業務の有効性・効率性を追求するため、内部監査室が全社及び各部門のリスクの管理状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告・提案を行う体制により、内部統制システムの維持・向上に努めています。

・リスク管理体制の整備

事業活動で直面する様々なリスクに適切に対処すべく、各部署が専門知識と経験を活かすとともに、必要に応じて顧問弁護士・顧問税理士からも助言を受けるなど、社内規程に基づきリスクコントロールに努めています。

また法務案件につきましては、管理本部で管理しており、重要な契約書等は顧問弁護士に確認し、不測のリスク回避に努めています。

・コンプライアンス

「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制にかかる規定を制定し、取締役及び使用人に周知し、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

・ディスクロージャー

当社グループの重要な経営関連情報及び財務情報について、関係法令を遵守しつつ適時・適切に開示しております。また、インターネットホームページの拡充等、IR活動を積極的に行っており、今後も情報開示の信頼性確保に努めてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である企業倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会勢力から不当な要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対

応する。管理部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、今後継続して社員の教育・啓蒙を実施することで、反社会勢力排除に向けてされなる社内体制の整備・強化を図っていく方針です。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 [更新](#)

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

該当事項はありません。